

第9章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。
- 本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

- 市緊急対処事態対策本部（以下、本章において、「市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(*)

第２ 初動対応力の強化

- テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 平素及びテロ等の発生時、市、市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

（１） 大規模集客施設等との連携

- 市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防等の参画を得て連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、市に所在する大規模集客施設・医療機関・社会福祉施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

（２） 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

- (3) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

2 対応マニュアルの整備

- (1) テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対応マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対応マニュアルを整備する。

- (2) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市が作成する各種対応マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

- (1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

- (2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、迅速に調達するよう努める。

《調達する資材》

- ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

6 訓練等の実施

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間市民への啓発

- 市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 市は、市外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第3 発生時の対処

- 市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。
- 国による事態認定や市対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 市対策本部の設置指定が行われている場合

- 市は、政府による緊急処理事態の認定及び市対策本部の設置指示が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

2 市対策本部の設置指定が行われていない場合

- 市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- 市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて当該市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
- 市は、迅速的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 市災害対策本部等による対応

（１） 危機情報の収集

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

（２） 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（或いは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《市が設置する場合の参加要請先》

- ・市を管轄する警察署・消防署・自衛隊、最寄の保健所・医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

② 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

○ 市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、市内住民等（必要に応じて市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

但し、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

○ 市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自治会・町会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

○ 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

○ 市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

○ 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市対策本部への移行

政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われた場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

《緊急処理事態における警報》

市長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4 大規模テロ等の類型に応じた対処

- 市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃により影響

- 市には存在しないが近隣市等の状況を踏まえ、放射性物質保有施設が破壊された場合、放射能汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障害が発生するとともに、建物、ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。
- 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

- ① 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - ・ 警察等と連携した施設の警備強化
 - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。
- 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

市は、都、医療機関及び東京消防庁の安全管理下において活動する東京DMA T等と連携し、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

④ 汚染への対処

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、関係機関と協力し、線量計による適切な被ばく線量の管理を行う。

- 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

（１） 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

（２） 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都、医療機関及び東京消防庁の安全管理下において活動する東京DMA T等と連携し、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

③ 感染への対処

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。
- 市は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。
 - ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
 - ・ 感染範囲の把握
 - ・ 消 毒
 - ・ ワクチン接種
 - ・ 健康監視
 - ・ 情報提供

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

（１） 攻撃による影響

- 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

市は、都、医療機関及び東京消防庁の安全管理下において活動する東京DMA T等と連携し、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

④ 汚染への対処

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。
- 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

- 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

- 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導